

# 愛媛県報

発行愛 媛

第2364号

# 平成24年5月1日火曜日 第2364号

◇ 目 次 ◇	
告 示	
医療機関の指定	388
施術機関の指定	388
指定医療機関の廃止の届出	388
介護機関 (居宅介護事業者)の指定	389
介護機関 (居宅介護支援事業者)の指定	390
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定	390
介護機関(介護予防事業者)の指定	390
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定	391
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(2件)	392
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更(2件)	392
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更	393
指定介護機関(介護予防事業者)の変更(2件)	393
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の変更	394
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出	394
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の廃止の届出	394
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出	395
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の廃止の届出	395
漁業の許可又は起業の認可の申請期間	395
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(5件)	396
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し	396
土地改良区役員の就退任の届出(8件)	396
土地改良区の定款変更の認可	398
人事委員会規則	
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	398
正誤	
平成20年3月31日付け第1950号外5愛媛県教育委員会訓令第2号	
( 感候自教育委員会小印掛程等の一部を改正する等の訓念 ) 由	<i>4</i> 01

(愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改止する等の訓令)中..... 40′

#### 告 示

# ○愛媛県告示第587号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療 機関を次のように指定した。

平成24年5月1日

# 愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	指 定 年月日
久保徹歯科	久 保 奈知子	大洲市新谷町甲16	平成24年 2月8日
きはら整形外科	医療法人きはら 整形外科	伊予市米湊815番地 1	平成24年 3 月 1 日
そがめ薬局神拝 店	有限会社テンタ ートル	西条市神拝甲538 - 3	平成24年 4月1日
やまもと眼科ク リニック	医療法人やまも と眼科クリニッ ク	西条市丹原町池田109番 地4	平成24年 4月1日
城西調剤薬局伊 予店	有限会社城西調 剤薬局	伊予市米湊803番地24号	平成24年 4月1日

野口眼科・内科・ 循環器内科	野口 毅	四国中央市中曽根町1673	平成24年 4月1日
コスモス薬局中曽根店	有限会社ネオ ファルマー	四国中央市中曽根町1678 番地 8 号	平成24年 4月1日
チェリー薬局中之庄店	有限会社チェリー薬局	四国中央市中之庄町401 番地 1	平成24年 4月1日
たんぽぽ俵津診 療所	医療法人ゆうの森	西予市明浜町俵津 3 番耕 地228番地	平成24年 4月1日
あけはま薬局	株式会社メディ ケア西予	西予市明浜町俵津 3 番耕 地222番地 6	平成24年 4月1日
中矢歯科医院	中矢賢史	伊予郡松前町大字永田298 番地13	平成24年 4月1日
あさひ堂薬局駅前店	有限会社あさひ 堂薬局	喜多郡内子町内子262番地	平成24年 4月1日

# ○愛媛県告示第588号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同 法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成24年5月1日

#### 愛媛県知事 中 村 時 広

施術機関の名称	開記	设者	の日名	· 名 称	所	在	地	指年月	定日日
訪問マッサージ 友愛東温	野	瀬	紀	明	東温市貝	川之内乙1	243 - 3	平成:	
訪問マッサージ 友愛東温	野	瀬		毅	東温市貝	之内乙1	243 - 3	平成:	
友愛東温野田支 店	加	藤	和	正	東温市野エル安井	予田 1 丁目 ‡105号	≣13 - 3	平成:	
友愛東温野田支 店	小	池	博	子	東温市野エル安井	予田 1 丁目 ‡105号	≣13 - 3	平成:	

# ○愛媛県告示第589号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定し た医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年5月1日

医療機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	廃 止年月日
久保徹歯科	久 保 徹	大洲市新谷町甲16	平成24年 2月7日
きはら整形外科	木原洋介	伊予市米湊815番地 1	平成24年 2 月29日
大瀬診療所古川 医院分院	医療法人古川医院	内子町大瀬中央4623	平成24年 2 月29日
野澤歯科医院	野澤義久	大洲市中村258 - 16	平成24年 3月1日

# ○愛媛県告示第590号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成24年 5 月 1 日

介護機関(居宅	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	
介護事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社大福	新居浜市萩生2825番地の10	株式会社大福	新居浜市萩生688-1(1F 東号室)	平成24年 3 月 1 日
常盤タクシー株式会社	今治市常磐町5丁目5番29号	ときわデイサービス	今治市中日吉町 2 - 1 - 35	平成24年 3 月 9 日
社会福祉法人愛隣園	松山市神田町 3 番19号	ショートステイガリラヤ荘	東温市南方1766番地 1	平成24年 3 月 9 日
有限会社大洲調剤	大洲市東大洲155番地 2	オレンジ薬局	西予市三瓶町朝立2-1-45	平成24年 3 月22日
社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	新居浜市高木町 2 番60号	なごみの里「金子」	新居浜市庄内町六丁目11番46号	平成24年 3 月26日
医療法人愛寿会	西条市福武字蔵尾甲158番地 の1	グループホーム多喜浜	新居浜市多喜浜二丁目 4 番43 号	平成24年 3 月30日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町 9 丁目16番地	トーカイ訪問人浴サービス今 治	今治市東村南2丁目2-13	平成24年 4 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町9丁目16番地	株式会社トーカイ今治営業所	今治市東村南2丁目2-13	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人杉の子会	今治市南大門町 3 丁目 5 番地 33	グループホーム廣寿苑	今治市南大門町 3 丁目 5 番地 33	平成24年 4 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町9丁目16番地	株式会社トーカイ宇和島営業 所	宇和島市保手2丁目7-16	平成24年 4 月 1 日
株式会社希望	宇和島市坂下津甲381番地217	訪問入浴介護ぬくもり	宇和島市坂下津甲381番地217	平成24年 4 月 1 日
有限会社ファミリエ	大洲市徳森519番地11	小規模多機能型居宅介護橙園	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地 570番地 1	平成24年 4 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町9丁目16番地	株式会社トーカイ新居浜営業 所	新居浜市郷 2 丁目 1 番10号	平成24年 4 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町9丁目16番地	株式会社トーカイ大洲営業所	大洲市菅田町菅田甲1312番地 1 アネックス堀川1F	平成24年 4 月 1 日
株式会社四国中央興産	四国中央市中之庄町464番地 の1	ヘルパー事業所きずな	四国中央市中之庄町462番地 1	平成24年 4 月 1 日
株式会社四国中央興産	四国中央市中之庄町464番地 の1	デイサービスきずな	四国中央市中之庄町462番地 1	平成24年 4 月 1 日
フジケア株式会社	西条市下島山甲1384番地	小規模多機能型居宅介護事業 所たおう丸	西条市下島山甲1384番地	平成24年 4 月15日

# ○愛媛県告示第591号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護支援事業者)を次のように指定した。 平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅)介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	指定年月日
介護支援事業者)の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
株式会社四国中央興産	四国中央市中之庄町464番地 の 1	指定居宅介護支援事業所「き ずな」	四国中央市中之庄町462番地 1	平成24年 3 月29日
合同会社UMI	東温市下林甲1490番地 2	居宅介護支援事業所うみ	東温市下林甲1490番地 2	平成24年 4 月11日

# ○愛媛県告示第592号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(特定福祉用具販売事業者)を次のように指定した。 平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(特定福祉用 具 販 売 事 業 者)	主たる事務所の	特定福祉用具販売	事業を行う事業所	指定年月日
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	11 22 4 7 1
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町 9 丁目16番地	株式会社トーカイ今治営業所	今治市東村南2丁目2-13	平成24年 4 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町9丁目6番地	株式会社トーカイ宇和島営業所	宇和島市保手2丁目7-16	平成24年 4 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町 9 丁目16番地	株式会社トーカイ新居浜営業所	新居浜市郷2丁目1番10号	平成24年 4 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町9丁目16番地	株式会社トーカイ大洲営業所	大洲市菅田町菅田甲1312番地 1 アネックス堀川1F	平成24年 4 月 1 日

#### ○愛媛県告示第593号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成24年5月1日

介護機関(介護 予防事業者) の名称	主たる事務所の所 在 地	介 護 予 防 事 業 名 称	を 行 う 事 業 所 所 在 地	指定年月日
株式会社リ・ライフ	大洲市德森248番地	リ・ライフ	大洲市徳森248番地	平成24年 2 月 1 日
株式会社大福	新居浜市萩生2825番地の10	株式会社大福	新居浜市萩生688 - 1(1F 東号室)	平成24年 3 月 1 日
常盤タクシー株式会社	今治市常磐町 5 丁目 5 番29号	ときわデイサービス	今治市中日吉町 2 - 1 - 35	平成24年 3 月 9 日
社会福祉法人愛隣園	松山市神田町 3 番19号	ショートステイガリラヤ荘	東温市南方1766番地 1	平成24年 3 月 9 日
特定非営利活動法人倫理生活指導センター	四国中央市寒川町738番地の 1	高齢者福祉実践センター	新居浜市長岩町2-46	平成24年 3 月20日
有限会社大洲調剤	大洲市東大洲155番地 2	オレンジ薬局	西予市三瓶町朝立2-1-45	平成24年 3 月22日

社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	新居浜市高木町2番60号	なごみの里「金子」	   新居浜市庄内町六丁目11番46   号	平成24年 3 月26日
有限会社東予ケア・サービス	新居浜市垣生1丁目6番25号	デイサービスセンター好きっ ぷ	新居浜市垣生一丁目 6 番25号	平成24年 3 月26日
医療法人愛寿会	西条市福武字蔵尾甲158番地 の1	グループホーム多喜浜	新居浜市多喜浜二丁目 4 番43 号	平成24年 3 月30日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町9丁目16番地	トーカイ訪問人浴サービス今 治	今治市東村南2丁目2-13	平成24年 4 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町 9 丁目16番地	株式会社トーカイ今治営業所	今治市東村南2丁目2-13	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人杉の子会	今治市南大門町 3 丁目 5 番地 33	グループホーム廣寿苑	今治市南大門町 3 丁目 5 番地 33	平成24年 4 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町9丁目6番地	株式会社トーカイ宇和島営業 所	宇和島市保手2丁目7-16	平成24年 4 月 1 日
株式会社希望	宇和島市坂下津甲381番地217	訪問入浴介護ぬくもり	宇和島市坂下津甲381番地217	平成24年 4 月 1 日
有限会社ファミリエ	大洲市徳森519番地11	小規模多機能型居宅介護橙園	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地 570番地 1	平成24年 4 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町9丁目16番地	株式会社トーカイ新居浜営業 所	新居浜市郷2丁目1番10号	平成24年 4 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町9丁目16番地	株式会社トーカイ大洲営業所	大洲市菅田町菅田甲1312番地 1 アネックス堀川1F	平成24年 4 月 1 日
株式会社四国中央興産	四国中央市中之庄町464番地 の1	ヘルパー事業所きずな	四国中央市中之庄町462番地 1	平成24年 4 月 1 日
株式会社四国中央興産	四国中央市中之庄町464番地 の1	デイサービスきずな	四国中央市中之庄町462番地 1	平成24年 4 月 1 日
フジケア株式会社	西条市下島山甲1384番地	小規模多機能型居宅介護事業 所たおう丸	西条市下島山甲1384番地	平成24年 4 月15日

# ○愛媛県告示第594号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)を次のように指定した。

平成24年5月1日

介護機関(特定介護予防 福祉用具販売事業者)	主たる事務所の	特定介護予防福祉用具	販売事業を行う事業所	指定年月日
の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	11 足 平 月 口
株式会社リ・ライフ	大洲市徳森248番地	リ・ライフ	大洲市徳森248番地	平成24年 2 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町9丁目16番地	株式会社トーカイ今治営業所	今治市東村南2丁目2-13	平成24年 4 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町9丁目6番地	株式会社トーカイ宇和島営業 所	宇和島市保手2丁目7-16	平成24年 4 月 1 日
株式会社トーカイ	岐阜市若宮町 9 丁目16番地	株式会社トーカイ新居浜営業所	新居浜市郷 2 丁目 1 番10号	平成24年 4 月 1 日

株式会社ト	ーカイ	岐阜市若宮町 9 丁目16番地	株式会社トーカイ大洲営業所	大洲市菅田町菅田甲1312番地 1 アネックス堀川1F	平成24年 4 月 1 日
-------	-----	-----------------	---------------	--------------------------------	---------------

# ○愛媛県告示第595号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	変更年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	交叉千万日
ルズカロのヘラ プラフル	松山市朝生田町三丁目1番12	コープえひめ訪問介護事業所	(変更後) 新居浜市東田 2 - 1527	T-127-10-11-1
生活協同組合コープえひめ	号	新居浜	(変更前) 新居浜市久保田町2丁目4番 28号	平成22年10月11日
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町三丁目1番12	コープえひめ福祉用具貸与事	(変更後) 新居浜市東田 2 - 1527	平成22年10月11日
生/山 励 回組 日 コー ノ え ひ め	号	業所新居浜	(変更前) 新居浜市久保田町2丁目4番 28号	平成22年10月11日

# ○愛媛県告示第596号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	Q X + 7 L
株式会社ウェルライフケアサービス	四国中央市下柏町661番地 1	(変更後) 訪問介護事業所サン・ファミ リア	(変更後) 四国中央市下柏町653 - 1 - 105	平成24年 3 月 1 日
ービス	四国中大中下和岬001亩地	(変更前 ) ウェルライフケアサービス愛 媛	(変更前) 四国中央市下柏町661番地 1	十成24年3月1日

#### ○愛媛県告示第597号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	変更年月日
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	<b>多</b> 史 中 月 日
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町三丁目 1 番12	公山市朝生田町三丁目 1 番12 コープえひめ居宅介護支援事		平成22年10月11日
生/1 励问組合 コーノんびの	号 · ········	業所新居浜	(変更前) 新居浜市久保田町2丁目4番 28号	平成22年10月11日

#### ○愛媛県告示第598号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)の居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成24年5月1日

介護機関(居宅介護支援事業者)	主たる事	務所の	居宅介	護支援事	業を行	う事業	所	変 更 年 月 日
のおおお	所 在	地	名	称	所	在	地	
株式会社ウェルライフケアサ ービス	四国中央市下柏	IET661来+11	(変更後) 居宅介護事業所 リア	サン・ファミ	(変更後) 四国中央市	) 市下柏町10	87番地 1	平成24年 3 月 1 日
ービス		1月1001日1	(変更前) ウェルライフケ 媛	アサービス愛	(変更前) 四国中央市	) 节下柏町66	1番地 1	十成24年3月1日

## ○愛媛県告示第599号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(特定福祉用具販売事業者)の特定福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(特定福祉 用具販売事業者)の	主た	る事務	所の	特定福	祉用具販売	事業を行	テう 事 第	美 所	変更年月日
名 称	所	在	地	名	称	所	在	地	
生活協同組合コープえひめ	松山市朝	生田町三丁	目 1 番12		<b>富祉用具貸与事</b>	(変更後 新居浜市	) 東田 2 - 1!	527	平成22年10月11日
生/山 励 回組 日 コー ノ え ひ め	号			業所新居浜		(変更前 新居浜市 28号	) 久保田町 2	:丁目4番	平成22年10月11日

#### ○愛媛県告示第600号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者) の 名 称	主たる事務所の	介 護 予 防 事 業 名 称	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町三丁目 1 番12	コープえひめ訪問介護事業所	(変更後) 新居浜市東田 2 - 1527	平成22年10月11日
生/1 励问組合 コーノんびの	号	新居浜	(変更前) 新居浜市久保田町2丁目4番 28号	平成22年10月11日
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町三丁目 1 番12	コープえひめ福祉用具貸与事	(変更後) 新居浜市東田 2 - 1527	平成22年10月11日
土/1 励 回組 ロコーノ んぴめ	号 ************************************	業所新居浜	(変更前) 新居浜市久保田町2丁目4番 28号	十成22年10月11日

## ○愛媛県告示第601号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の介護予防事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成24年5月1日

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	介護 予防事業	を行う事業所	- 変更年月日
の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社ウェルライフケアサ ービス	四国中央市下柏町661番地 1	(変更後) 訪問介護事業所サン・ファミ リア	(変更後) 四国中央市下柏町653 - 1 - 105	- 平成24年 3 月 1 日
ービス	四国中大川下伯町001番地「	(変更前) ウェルライフケアサービス愛 媛	(変更前) 四国中央市下柏町661番地 1	十成24年3月1日

# ○愛媛県告示第602号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の特定介護 予防福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(特定介護予 福祉用具販売事業者		る 事 務	所の	特定介記	獲予防福祉用具	販売事業を	を行う事	業所	変 更 年 月 日
	か 所	在	地	名	称	所	在	地	友 史 平 月 口
<b>生活物目組合う ゴラカ</b> は	同組合コープえひめ 松山市朝生田町三丁目 1番12 号		丁目1番12 コープえひめ福祉用具貸与事		(変更後) 新居浜市東田 2 - 1527		527	- 平成22年10月11日	
生活協同組合コークえびの	号			業所新居浜		(変更前 新居浜市 28号	) 久保田町 2	2丁目4番	平成22年10月11日

#### ○愛媛県告示第603号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	廃止に係る居宅介証	護事業を行う事業所	廃止年月日
名	所 在 地	名 称	所 在 地	<b>展 工 平 月 日</b>
有限会社大洲調剤	大洲市東大洲155番地 2	オレンジ薬局	西予市三瓶町朝立2番耕地8 -2	平成15年 7 月31日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ訪問入浴サ ービス今治営業所	今治市東村南二丁目甲 2 - 13	平成24年 3 月31日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ今治営業所	今治市東村南二丁目甲 2 - 13	平成24年 3 月31日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ宇和島営業 所	宇和島市保手二丁目 7 - 16	平成24年 3 月31日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ新居浜営業所	新居浜市郷二丁目 1 番10号	平成24年 3 月31日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ大洲営業所	大洲市菅田町甲1312番地 1 アネックス堀川 1 階	平成24年 3 月31日

#### ○愛媛県告示第604号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(特定福祉用具販売事業者)から、特定福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成24年5月1日

介護機関(特定福祉	主たる事務所の	廃止に係る特定福祉用身	具販売事業を行う事業所	<u> </u>
用 具 販 売 事 業 者 ) の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	· 廃止年月日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ今治営業所	今治市東村南二丁目甲2-13	平成24年 3 月31日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ宇和島営業所	宇和島市保手二丁目 7 - 16	平成24年 3 月31日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ新居浜営業所	新居浜市郷二丁目 1 番10号	平成24年 3 月31日

株式会社トーカイ 香川県高松市額	市町2025番地 株式会社トーカイ大洲営業所	大洲市菅田町甲1312番地 1 アネックス堀川 1 階	平成24年 3 月31日
------------------	------------------------	--------------------------------	--------------

# ○愛媛県告示第605号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	る 事 務 所 の 廃止に係る介護予防事業を行う事業所				
予 防 事 業 者 ) の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日		
有限会社大洲調剤	大洲市東大洲155番地 2	オレンジ薬局	西予市三瓶町朝立 2 番耕地 8 一 2	平成15年 7 月31日		
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ訪問人浴サ ービス今治営業所	今治市東村南二丁目甲 2 - 13	平成24年 3 月31日		
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ今治営業所	今治市東村南二丁目甲2 - 13	平成24年 3 月31日		
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ宇和島営業所	宇和島市保手二丁目 7 - 16	平成24年 3 月31日		
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ新居浜営業所	新居浜市郷二丁目 1 番10号	平成24年 3 月31日		
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ大洲営業所	大洲市菅田町甲1312番地 1 アネックス堀川 1 階	平成24年 3 月31日		

# ○愛媛県告示第606号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)から、特定介護予防福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(特定介護	主たる事務所の	廃止に係る特定介護予防福祉	廃止年月日	
予防福祉用具販売事業者)の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	第 正 年 月 日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ今治営業所	今治市東村南二丁目甲2-13	平成24年 3 月31日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ宇和島営業所	宇和島市保手二丁目 7 - 16	平成24年 3 月31日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ新居浜営業所	新居浜市郷二丁目 1 番10号	平成24年 3 月31日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ大洲営業所	大洲市菅田町甲1312番地 1 アネックス堀川 1 階	平成24年 3 月31日

#### ○愛媛県告示第607号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起 業の認可を申請すべき期間を次のように定める。 平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成24年5月1日から5月14日まで

#### ○愛媛県告示第608号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、愛南都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### ○愛媛県告示第609号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、愛南都市計画ごみ焼却場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### ○愛媛県告示第610号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、愛南都市計画火葬場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供す

る。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### ○愛媛県告示第611号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、愛南都市計画駐車場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### ○愛媛県告示第612号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、愛南都市計画病院の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

## ○愛媛県告示第613号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成24年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

	指定 番号	売	IJ	à	ば	ਣੇ		人		=	12	+	ば	+	所	取消年月日
	番号	住		所	氏	名 又	は	名	称	売	v	₹	Ιď	ਣੇ	PII	以用千万口
- 1	伊第	伊予市宮下1653都	番地 3		岡野	辰 哉				伊予市宮	下165	3番地	3			平成24年 3 月23日
	19号															

# ○愛媛県告示第614号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 新居浜市新居浜土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出 があった。

平成24年5月1日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理 事	宮崎高橋	富好 博	新居浜市港町7番11号新居浜市西町3番9号	

#### ○愛媛県告示第615号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年5月1日

# 愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	髙橋	正 行	四国中央市土居町野	田乙27番地

退任

役員の種類	氏	名	住 所	
理事	村上	勝正	四国中央市土居町津根1722番地 1	

- 11. - C. (11 C - 11. - C. (11 C - 11. - C. (11 C - 11).

## ○愛媛県告示第616号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出が あった。

平成24年5月1日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	櫛部	和彦	今治市南高下町 1 ]	「目1番24号

- 111, - 1, 11 - 111, - 111 - 111, - 111, - 111, -

## ○愛媛県告示第617号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市小栗町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

平成24年5月1日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏	名	住所
理事	友澤	道滋	松山市小栗五丁目 6 番15号
"	友 澤	聡	松山市小栗五丁目3番8号
"	友 澤	光 則	松山市小栗五丁目 9 番20号
"	澤田	悟	松山市小栗三丁目 4 番43号
"	神野	邦 彦	松山市小栗六丁目8番5号
"	新家	稔	松山市雄郡一丁目2番2号
"	松本	敏	松山市小栗七丁目10番39号
監事	澤田	茂	松山市小栗三丁目 4 番40号
"	竹島	秀 明	松山市小栗二丁目4番8号

退任

役員の種類	氏			名	住 所
理事	友	澤	道	滋	松山市小栗五丁目 6 番15号
"	友	澤		聡	松山市小栗五丁目3番8号
"	友	澤	光	則	松山市小栗五丁目 9 番20号
"	澤	田		悟	松山市小栗三丁目 4 番43号
"	神	野	邦	彦	松山市小栗六丁目8番5号
監事	澤	田		茂	松山市小栗三丁目 4 番40号
"	竹	嶋	幸	雄	松山市小栗五丁目 4 番15号
1					

# ○愛媛県告示第618号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

平成24年5月1日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

	370 1-						
	役員の種類	氏			名	住	所
	理事	森		忠	能	東温市下林甲1581番地	
	"	松	原	孝	征	東温市下林甲1489番地	
	"	渡	部	高	則	東温市下林甲1764番地	
	"	渡	部	良	吾	東温市下林甲2267番地8	
	"	石	Ш	明	弘	東温市下林甲1647番地	
	"	野	中	正	憲	東温市下林甲1900番地	
	"	越	智	道	治	東温市下林甲1974番地 1	
-1		I					

"	越	智	博	伸	東温市下林甲2075番地
"	高	橋	郁	典	東温市下林甲2320番地
"	西	村	道	夫	東温市下林甲2334番地 3
"	青	森		猛	東温市下林甲2443番地
"	高	橋	幸	徳	東温市下林甲2555番地
"	#	上	時	久	東温市下林甲2860番地
"	西	出	清	孝	東温市下林甲2679番地 1
"	杉	本	忠	義	東温市下林甲2741番地 2
監事	野	中	博	敬	東温市下林甲1879番地
"	野	中		勲	東温市下林甲2862番地 3

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	野	中	久	重	東温市下林甲1899番地	
"	森		忠	能	東温市下林甲1581番地	
"	大	森	政	明	東温市下林甲2822番地 6	
"	大	森	忠	昭	東温市下林甲2550番地 2	
"	松	原	孝	征	東温市下林甲1489番地	
"	越	智	雄	=	東温市下林甲1956番地	
"	青	森		猛	東温市下林甲2443番地	
"	谷	松	孝	弘	東温市下林甲2717番地	
"	森		久	_	東温市下林乙152番地	
"	渡	部	高	則	東温市下林甲1764番地	
"	石	Ш	明	弘	東温市下林甲1647番地	
"	小	山		敏	東温市下林甲1996番地	
"	井	上	重	厚	東温市下林甲2339番地	
"	西	出	清	孝	東温市下林甲2679番地 1	
監 事	井	上	勝	美	東温市下林甲2797番地	
"	野	中	博	敬	東温市下林甲1879番地	

#### ○愛媛県告示第619号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東温市上林土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成24年5月1日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

			1	
役員の種類	氏	名	住	所
理事	杉木	栄	東温市上林甲858番地	
"	森	幸則	東温市上林甲3063番地	
"	山内	茂	東温市下林甲663番地 1	
"	桂浦	新 吾	東温市上林甲578番地	
"	村上	敬	東温市上林甲815番地	
"	片岡	満	東温市上林甲1876番地	
"	森	茂樹	東温市上林甲1419番地	
"	渡部	9 伸 二	松山市南梅本町858番地	
"	佃	論	東温市上林甲2297番地	
"	仙波	克 克 元	東温市上林甲2563番地	
"	森	真 輝	東温市上林甲2850番地 1	
"	森	昭 治	東温市上林甲3580番地	

"	森	明 也	東温市上林甲2798番地
"	森	修一	東温市上林甲2913番地
"	佃	冨美子	東温市上林甲3255番地
監事	日 野	隆	東温市上林甲3224番地
"	林	茂樹	東温市上林甲3513番地 2

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	渡部	成二	東温市上林甲1665番地	
"	渡 部	隆明	東温市上林甲76番地	
"	林	茂樹	東温市上林甲3513番地 2	
"	森	章 三	東温市上林甲503番地 1	
"	相原	修	東温市上林甲1031番地	
"	相原	立 基	東温市上林甲885番地3	
"	八木	俊 正	東温市上林甲1640番地 4	
"	武 智	安 史	東温市上林甲1681番地	
"	菅 原	富雄	東温市上林甲2056番地	
"	日 野	圭 策	東温市上林甲2641番地	
"	菅 能	英 樹	東温市上林甲2689番地	
"	森	正人	東温市上林甲2572番地	
"	森	貞 信	東温市上林甲2924番地	
"	" 高須賀		東温市上林甲3072番地	
"	高須賀 ふき子		東温市上林甲3256番地	
監 事	森	忠臣	東温市上林甲1655番地	
"	日野	隆	東温市上林甲3224番地	

#### ○愛媛県告示第620号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東温市上村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成24年5月1日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏		氏		モ 名		住	所
理事	津	Ш	義	明	東温市上村甲891番地			
"	高	市	正	志	東温市上村甲186番地			
"	高	市	清	馬	東温市上村甲98番地			
"	青	井	眞	明	東温市上村甲147番地			
"	武	智		浩	東温市上村甲190番地			
"	石	丸	武	夫	東温市上村甲172番地			
"	武	智	信	_	東温市上村甲239番地			

"	高市宅治	東温市上村甲523番地 1
"	津 川 進	東温市上村甲539番地
"	高須賀 弘 信	東温市上村甲998番地 1
"	岡田文明	東温市上村甲822番地
監事	高須賀 昌 紀	東温市上村甲532番地
"	永 野 通	東温市上村甲102番地

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	津川	義明	東温市上村甲891番地	
"	高市	正志	東温市上村甲186番地	
"	近 藤	治	東温市上村甲313番地3	
"	倉 瀬	保 公	東温市上村甲104番地 1	
"	高市	和博	東温市上村甲74番地	
"	倉 瀬	清	東温市上村甲164番地	
"	武 智	信一	東温市上村甲239番地	
"	永 野	昌二	東温市上村甲518番地 3	
"	岩 田	重喜	東温市上村甲582番地	
"	高須賀	孝夫	東温市上村甲527番地 1	
"	岡田	文 明	東温市上村甲822番地	
監事	永 野	通	東温市上村甲102番地	
"	高須賀	昌 紀	東温市上村甲532番地	

#### ○愛媛県告示第621号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東温市西岡土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年5月1日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	須川原	長 司	東温市西岡156番地	

## ○愛媛県告示第622号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 松山市久米地区土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年5月1日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

#### 人事委員会規則

# ○愛媛県人事委員会規則13 - 166

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成24年5月1日

愛媛県人事委員会委員長 木 村 スズコ

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13-16)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前 **別表**(第2条、第3条関係) **別表**(第2条、第3条関係)

	機	関		職			機	関		職
議会事務局			局長 次長 課長 <u>室長</u> _ 主幹 専門員(秘書事務を専門事項とするものに限る。) 庶務係長 秘書係長 主任(秘書係に属するものに限る。) 主事(秘書係に属するものに限る。)		議会事務局			局長 次長 課長 <u>室長 課長</u> 佐 主幹 専門員(秘書事務を 門事項とするものに限る。) 務係長 秘書係長 主任(秘書 に属するものに限る。) 主 (秘書係に属するものに限る。		
知 部局	本庁			部長 技術監 局長 技術		知部	本庁			部長 大統
	出先 機関	地方	本局	局長     部長     建設技術監     保健統       括監     医監     技幹     課長     室長       課長補佐     主幹     納稅班			出先機関	地方局	本局	局長 部長 建設技術監 保健統 括監 医監 技幹 課長 室長 課長補佐 室長補佐 技術課長補 佐 技術室長補佐 主幹 納税班

			月1日	3	E X5		<del>T</del> X			
	l		ı	     整係長 担当係長(総務(	後に屋士					   数係巨 切虫ほ巨 / 処数ほ   = ===
				整係長 担当係長(総務作     るもののうち、人事及び						整係長 担当係長(総務係に属するもののうち、人事及び給与に関する)
				│する事務を管理するも │ -	らのに限					│する事務を管理するものにÑ │、
		_		る。)						る。)
			支局	支局長 保健統括監 技事	幹課長				支局	支局長 保健統括監 技幹 課長
				室長 主幹	地					室長 課長補佐 室長補佐 均
				域政策班長 医監						域政策班長 技術課長補佐 技術
										室長補佐 医監
			土木	所長 課長 主幹					土木	所長 課長 課長補佐
			事務						事務	
			所						所	
			省略						省略	
		-						_		
			保健						保健	
			所	医監	主幹				所	佐 技術課長補佐 医監 主幹
			省略						省略	
		東京事	務所	所長 次長 課長 主幹				東京事	務所	所長 次長 課長 課長補佐
		省略						省略		
		婦人相割	談所	所長				婦人相	談所	所長 次長
		省略						省略		
		衛生環境	境研	所長 副所長 課長 室	長 <u>セン</u>			衛生環	境研	所長 副所長 課長 室長 課長
		究所		ター長 主幹 次長				究所		補佐
		省略						省略		
出納局				会計管理者 局長 課長	主幹	出納局				   会計管理者 局長 課長 課長補
						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
 教育	事務	本庁		 		教育	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長
	事務	本庁		_	財務指	教育		本庁		佐 教育長 副教育長 <u>部長</u>
委員		本庁			財務指主事 課	教育委員	事務	本庁		佐       教育長 副教育長 部長       課長 室長 管理主事 記
		本庁		数育長     副教育長     部長       導監     課長     室長     管理:       長補佐     主幹	<u>財務指</u> 主事 課 専門員	教育	事務	本庁		佐       教育長 副教育長 部長       課長 室長 管理主事 記長補佐 室長補佐 主幹 専門員
委員		本庁		一     教育長 副教育長 部長       導監 課長 室長 管理:       長補佐 主幹       (秘書事務を専門事項と	財務指 主事 課 専門員 とするも	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 <u>部長</u> 課長 室長 管理主事 記 長補佐 <u>室長補佐 主幹</u> 専門員 (秘書事務を専門事項とするも
委員		本庁		一 教育長 副教育長 <u>部長</u> <u>導監</u> 課長 室長 管理 長補佐 <u>主幹</u> (秘書事務を専門事項と の、人事及び給与につい	財務指 主事 課 専門 る も で企画に	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 <u>部長</u> 課長 室長 管理主事 記 長補佐 <u>室長補佐 主幹</u> 専門員 (秘書事務を専門事項とするも の、人事及び給与について企画に
委員		本庁		一 教育長 副教育長 <u>部長</u> <u>導監</u> 課長 室長 管理: 長補佐 <u>主幹</u> (秘書事務を専門事項と の、人事及び給与につい 関する事務を専門事項と	財務指主事 課 専門るも て企画に するもの	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長 ―― 課長 室長 管理主事 記 長補佐 室長補佐 主幹 専門員 (秘書事務を専門事項とするも の、人事及び給与について企画に 関する事務を専門事項とするもの
委員		本庁		一 教育長 副教育長 <u>部長</u> <u>導監</u> 課長 室長 管理: 長補佐 <u>主幹</u> (秘書事務を専門事項と の、人事及び給与につい 関する事務を専門事項と 並びに法令指導係が所掌	財務指課号をできる事である事がある。	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長 課長 室長 管理主事 記長補佐 室長補佐 主幹 専門員 (秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係が所掌する事務
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項と の、人事及び給与につい 関する事務を専門事項と 並びに法令指導係が所掌 の全部又は一部を専門事	財務指課員もにの務る	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項との、人事及び給与につい 関する事務を専門事項と 並びに法令指導係が所掌 の全部又は一部を専門事 ものに限る。) 総務係	財事専す企るると精調員もにの務る画	教育委員	事務	本庁		佐教育長 副教育長 部長 課長 室長 管理主事 記長補佐 室長補佐 主幹 専門員 (秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 総務係長 企画
委員		本庁		一教育長 副教育長 <u>部長</u> <u>導監</u> 課長 室長 管理: 長補佐 <u>主幹</u> (秘書事務を専門事項との、人事及び給与につい) 関する事務を専門事項と 並びに法令指導係が所掌 の全部又は一部を専門事 ものに限る。) 総務係 調整係長 法令指導係長	ま 事す 企るると 健務 門る 画も事す 企 の務る 画支	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項との、人事及び給与につい 関する事務を専門事項とががいます。 では法令指導係が所掌の全部又は一部を専門事まます。 ものに限る。) 総務係、 調整係長 法令指導係長	財事専す企るると、健職務、門る画も事す企康員	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項との、人事及び給与につい 関する事務を専門事項と 並びに法令指導係が所掌 の全部又は一部を専門事 ものに限る。) 総務係 調整係長 法令指導係長 援係長 厚生事業係長 長 施設管理係長 担当	対事専す企るると 健職長務 門る画も事す企康員(指課員もにの務る画支係教	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項との、人事及び給与につい) 関する事務を専門事項と 並びに法令指導係が所掌の全部又は一部を専門事ました。) 総務係 調整係長 法令指導係長 援係長 厚生事業係長 援係長 厚生事業係長 長施設管理係長 担当任 育総務課及び教職員係に	主とてすす項長 教係属財事専す企るると 健職長する 画も事す企康員(るお課員もにの務る画支係教も	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項との、人事及び給与につい 関する事務を専門事項と 並びに法令指導係が所掌 の全部又は一部を専門事 ものに限る。) 総務係 調整係長 法令指導係長 援係長 厚生事業係長 長 施設管理係長 担当	主とてすす項長 教係属財事専す企るると 健職長する 画も事す企康員(るお課員もにの務る画支係教も	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項との、人事及び給与につい) 関する事務を専門事項と 並びに法令指導係が所掌の全部又は一部を専門事ました。) 総務係 調整係長 法令指導係長 援係長 厚生事業係長 援係長 厚生事業係長 長施設管理係長 担当任 育総務課及び教職員係に	まましてすす項長 教係属す財事専す企るると 健職長する務 門る画も事す企康員(るも指課員もにの務る画支係教もの	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項との、人事及び給与につい 関する事務を専門事項と 並びに法令指導係が所掌 の全部又は一部を専門事 ものに限る。) 総務係 調整係長 法令指導係長 援係長 厚生事業係長 援係長 厚生事業係長 長 施設管理係長 担当 育総務課及び教職員係に の並びに施設管理係に属	ままってすす項長 教係属すい財事専す企るると 健職長するて務 門る画も事す企康員(るも企指課員もにの務る画支係教もの画	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項との、人事及び給与につい) 関する事務を専門事項と 並びに法令指導係が所掌 の全部又は一部を専門事 ものに限る。) 総務係 調整係長 法令指導係長 援係長 厚生事業係長 長 施設管理係長 担当 育総務課及び教職員係に の並びに施設管理係に属 のうち人事及び給与につい	主とてすす項長の教係属すいも財事専す企るると、健職長するての務と関係をはなるも企に指課員もにの務る画支係教もの画限	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長  ―― 課長 室長 管理主事 記長補佐 室長補佐 主幹 専門員 (秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするものがに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 総務係長 健康式 とのに限る。) 総務係長 健康式 援係長 厚生事業係長 教職員係長 担当係長 有総務課及び教職員係に属するもの
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項との、人事及び給与につい) 関する事務を専門事項とがに法令指導係が所掌がに法令指導係が所掌の全部又は一部を専門事事ものに限る。) 総務係調整係長 厚生事業係長 援係長 厚生事業係長 施設管理係長 担当行 育総務課及び教職員係によりでが、自身では、自身では、自身では、自身では、自身では、自身では、自身では、自身では	主 としてすす項長 教係属すいも属財事専す企るると 健職長するてのす務 門る画も事す企康員(るも企にる指課員もにの務る画支係教もの画限も	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長 課長 室長 管理主事 記長補佐 室長補佐 主幹 専門員 (秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするものでは法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 総務係長 企画調整係長 法令指導係長 健康式援係長 厚生事業係長 教職員係長 担当係長 (教務課及び教職員係に属するもの に関する。) に関係長 担当係長 (教務課及び教職員係に属するもの に関係して、「人」に関する。
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項との、人事及び給与につい) 関する事務を専門事項と 並びに法は一部を専門が所門。 ががに強い。 第4 ものに限る。 第4 を第4 を第4 の全部又は一部を専門を ものに限る。 第4 を第4 を第4 の全部では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	まとてすす項長の教係属すいも属す財事専す企るると、健職長するてのする務の門る画も事す企康員(るも企にるも指課員もにの務る画支係教もの画限もの	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項との、人事及び給与につい) 関する事務を専門事項とが がいます では、	またですす項長の教係属すいも属すい財事専す企るると、健職長するてのするで務にのいるのものはないである。 世紀はは、日本ののののでは、日本ののののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本の	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項 さい の、人事及び給与につい 関する事務を専門事項 とい がはに法令指導係が専門事が の全部又は一部を専門事項 を の全部又は一部を専門事が の金がに、	主 としてすす項長 教係属すいも属すいも財事専す企るると 健職長するてのするての務 門る画も事す企康員(るも企にるも企、  指課員もにの務る画支係教もの画限もの画法	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長 部長 課長 室長 管理主事 記長補佐 室長補佐 主幹 専門 (秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするものがに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 総務係長 健康式援係長 厚生事業係長 クロー (教務課及び教職員係に属するもの のうち秘書事務を担当するもの並びに人事及びに入事及びに入事及がと担当するもの並びに人事務を担当するもの並びに人事務を担当するもの並びに人事務を担当するもの並びに関する事務を担当するもの並びに関する事務を担当するもの並びに
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 部長 三導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項との、人事務を専門事項との、人事務を専門事項との、会事務を専門事項とのを記して、会事務を担当である。) 総務課人のを記して、会事を受ける。 (秘書事務を担当に関する事務を担当する。) おお書いて、といるののでは、のうち人事及び、管理係に関いて、のうちののでは、のうちののでは、のうちののでは、のうちののでは、のうちののでは、事務を担当では、事務を表し、事務を表し、事務を表し、事務を表し、事務を担当では、事務を表し、まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	まとてすす項長の教係属すいも属すいも係財事専す企るるとの健職長するてのするてのに務にの画も事す企康員(るも企にるも企、属指課員もにの務る画支係教もの画限もの画法す	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長 部長 課長 室長 管理主事 記長補佐 室長補佐 主幹 専門員 (秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするものがに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 総務係長 健康党 援係長 厚生事業係長 教職員係長 担当係長 (教務課及び教職員係に属するもの に限る。) 主任(総務係に属するもののうち秘書事務を担当するもの
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項との、人事及び給与門事項とがに法令指導係が再りますが、事のではないでは、では、の全部では、の全部では、の金のでは、の金のでは、の金のでは、の一ででは、の一ででは、のののののでは、ののののののでは、のののののののでは、ののののののののの	主 とてすす項長 教係属すいも属すいも係に財事専す企るると 健職長するてのするてのに属務 門る画も事す企康員(るも企にるも企、属す指課員もにの務る画支係教もの画限もの画法する	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長 部長 課長 室長 管理主事 記長補佐 室長補佐 主幹 専門 (秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするものがに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 総務係長 健康である。) 総務係長 健康である。) 総務係長 健康である。) 主任(総務係に属するもの こことのうち秘書事務を担当するものがでに人事及び約職員係に属するものがでに人事及び約職員係に属するものがでに人事及び約職員係に属するものがでに人事及び教職員係に属するものがでは、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、10000円のでは、100
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 導監 課長 室長 管理: 長補佐 主幹 (秘書事務を専門事項と の、人事及び給与につい 関する事務を専門係が 専門係が 専門係が 専門係が 専門係が 専門係が 専門係が 専門係が	ましてすす項長の教係属すいも属すいも係にに財事専す企るるとの健職長するてのするてのに属つ務の門る画も事す企康員(るも企にるも企、属すい指課員もにの務る画支係教もの画限もの画法するで	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長 部長 課長 室長 管理主事 記長補佐 室長補佐 主幹 専門 (秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするものがに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 総務係長 健康である。) 総務係長 健康である。) 総務係長 健康である。) 主任(総務係に属するもの こことのうち秘書事務を担当するものがでに人事及び約職員係に属するものがでに人事及び約職員係に属するものがでに人事及び約職員係に属するものがでに人事及び教職員係に属するものがでは、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、10000円のでは、100
委員		本庁		一教育長 副教育長 部長 部長 部長 事長 常理: 表	主とてすす項長の教係属すいも属すいも係ににす財事専す企るるとの健職長するてのするてのに属つる務の門る画も事す企康員(るも企にるも企、属すいも指課員もにの務る画支係教もの画限もの画法するての	教育委員	事務	本庁		佐 教育長 副教育長 部長 部長 課長 室長 管理主事 記長補佐 室長補佐 主幹 専門 (秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするものがに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 総務係長 健康である。) 総務係長 健康である。) 総務係長 健康である。) 主任(総務係に属するもの こことのうち秘書事務を担当するものがでに人事及び約職員係に属するものがでに人事及び約職員係に属するものがでに人事及び約職員係に属するものがでに人事及び教職員係に属するものがでは、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、10000円のでは、100

			もの並びに人事及び給与について
			企画に関する事務を担当するも
			の、法令指導係 及び教職員係
			に属するもの <u>並びに施設管理係に</u>
			属するもののうち人事及び給与に
			<u>ついて企画に関する事務を担当す</u>
			<u>るもの</u> に限る。)
		教育事務所	所長 次長 総務課長 管理主事
	教育	総合教育セ	所長 部長 課長 主幹
	機関	ンター	
		省略	
省略			

		もの並びに人事及び給与について			
		企画に関する事務を担当するも			
		の <u>並びに法令指導係</u> 及び教職員係			
		に限る。)			
	教育事務所	所長 総務課長 管理主事			
教育	総合教育セ	所長 部長 課長 課長補佐			
機関	ンター				
	省略				

備考 省略

備考 省略

# 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

# ○正 誤

平成20年3月31日付け第1950号外5愛媛県教育委員会訓令第2号 (愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する等の訓令)中

ページ	箇 所	誤	正
231	改正後欄 別表 2 (第3条関係) 第1 ひな形 1 職印	愛媛県立 川之江高等学校印	愛媛県立川 之江高等 学校長印

平成24年 5 月 1 日 発行 401